

高知県子ども条例の概要

- 基** 子どもは、次代の社会をになう大切な存在。年齢や成熟度に応じ、成長できること。
- 本** 子どもが、家庭や学校、地域社会の活動を通じ、人間性や社会性を育むことができる環境をつくること。
- 理** 子どもが、成長とともに高い規範意識や自尊心、他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。
- 念** 保護者や学校関係者等、地域社会や行政が子どものために連携すること。

保護者の責務

家庭は子どもの育つ基盤であり、保護者は子育てについて重要な役割を持ち、子どもを大切に育てる責務があります。また、子どもが高い規範意識を身に付け、自らの力を発揮して成長することができるよう、深い愛情を持って育てなければなりません。

連携

県民の責務

県民は、大人の意識や行動が子どもに与える影響の大きさを自覚し、自らの規範意識を高める必要があります。また、子どもが健やかに成長することができる社会環境づくりに努めなければなりません。

学校関係者等の責務

学校関係者等は、子どもの安全を確保する必要があります。また、子どもが安心して、学びながら成長することができる教育環境づくりに努めなければなりません。

行政の責務

県や市町村は互いに連携し、子どもが健やかに成長することができる環境づくりに関する施策を策定し、実施する責務があります。また、地域の住民が協力して行う取組を支援しなければなりません。

相談への対応 第13条

県は、子どもの環境づくりを推進するに当たって、子ども及びその保護者から相談があった場合は、適切な対応を行うものとします。

② 県は、前項の相談に応じ、必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他処理のために必要な措置を講ずるものとします。



主な相談機関

子ども 子ども対象
子どもが自分で相談できる窓口

保護者 保護者対象
保護者が子どものことを相談できる窓口

育成 育成相談
不登校及び家庭内暴力など性格行動に関する相談。

障がい 心身障がい相談
心の健康への不安や、子どもの心身の発達遅れ・障がい等に関する相談。

養護 養護相談
事情により家庭での養育が困難な子ども、虐待・放任などに関する相談。

非行 非行相談
家出・不良交友などの問題行動や、窃盗・暴力傷害などに関する相談。

いじめ いじめ相談
学校等でのいじめに関する相談。

自立 自立支援相談
ニートや引きこもりの自立支援、進路未定者の就学や就職に向けた進路相談。

性 性の相談
思春期の子どもへの性に関する情報提供や、性の悩みや妊娠・出産などに関する相談。

チャイルドラインこうち
TEL 0120-99-7777 **子ども**
月～土（年末年始を除く）、16:00～21:00
育成 障がい 養護 非行 いじめ 自立 性

こうち若者サポートステーション
TEL 088-844-3411 **子ども 保護者**
火～土、10:00～17:00 **自立**

高知黒潮若者サポートステーション
TEL 0880-43-2320 **子ども 保護者**
火～土、10:00～18:00 **自立**

高知県心の教育センター
TEL 088-833-2922 **子ども 保護者**
平日、9:00～21:00
(祝日、休日、年末年始を除く)
育成 非行 いじめ 自立

高知県ひきこもり地域支援センター
TEL 088-821-4508 **子ども 保護者**
平日、8:30～17:00
育成 障がい 自立

高知県精神保健福祉センター
心のテレ相談
TEL 088-823-0600 **子ども 保護者**
平日、13:00～15:00 **育成 障がい**

高知県立療育福祉センター
TEL 088-844-0035 **子ども 保護者**
平日、8:30～17:15 **障がい**

ジョブカフェこうち
ハローワーク高知若者相談コーナー
TEL 088-802-2076 **子ども 保護者**
平日、10:00～18:00 **自立**

ジョブカフェこうち・幡多サテライト
TEL 0880-34-6860 **子ども 保護者**
月水金土、11:00～19:00 **自立**

思春期相談センター (PRINK)
TEL 088-873-0022 **子ども 保護者**
月～土、13:00～19:00 **性**
(祝祭日、年末年始を除く)

高知県警察本部少年課
少年相談専用電話「ヤングテレホン」
TEL 088-822-0809 **子ども 保護者**
平日、8:30～17:15
育成 養護 非行 いじめ 性

母子家庭等就職・自立支援センター
TEL 088-875-2500 **子ども 保護者**
平日、8:30～17:15 ※ひとり親家庭限定 **自立**

高知県中央児童相談所
TEL 088-866-6791 **子ども 保護者**
平日、8:30～17:15 ※児童虐待は24時間
育成 養護 非行 いじめ

高知県幡多児童相談所
TEL 0880-37-3159 **子ども 保護者**
平日、8:30～17:15 ※児童虐待は24時間
育成 障がい 養護 非行 いじめ

子どもと家庭の110番
TEL 088-872-0099 **子ども 保護者**
9:00～19:00 (年末年始を除く)
育成 障がい 養護 非行 いじめ 性

児童家庭支援センター・高知みその
TEL 088-872-6488 **子ども 保護者**
365日、24時間
育成 障がい 養護 非行 いじめ 自立 性

児童家庭支援センター・ひだまり
TEL 0889-20-0203 **子ども 保護者**
365日、24時間
育成 障がい 養護 非行 いじめ 自立 性

児童家庭支援センター・わかさ
TEL 0880-33-0258 **子ども 保護者**
365日、24時間
育成 障がい 養護 非行 いじめ 自立 性

高知県 地域福祉部 少子対策課
〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号 TEL 088-823-9640 FAX 088-823-9658

この条例は、平成25年4月1日から施行しています。

高知県は、ひとつの大家族やき。

高知家



ぐんぐん増やそう子どもの笑顔。大人がともに育む社会

高知県子ども条例

高知県 地域福祉部 少子対策課

※この条例において、「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指して

高知県の将来をになう子どもが、豊かな自然の中で夢を持つてのびのびと遊び、心豊かに成長することは、すべての県民の願いだと思います。

すべての子どもは、かけがえない存在として、生まれながらに人としての尊厳と権利を持っています。その尊厳と権利を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人一人一人の責務です。子どもは、虐待、いじめその他のあらゆる暴力や差別から守られなければなりません。

現在は急速な少子化や核家族化が進み、社会や経済状況の変化によって地域社会の活力と共同社会機能が低下しています。そのことが、子どもの人間関係や社会意識を希薄にし、規範意識の低下をもたらし、高知県の将来に深刻な影響を与えることが懸念されています。

そのため、人と人が強い絆で結ばれた地域社会を再構築し、子ども一人一人が、自力を発揮しながら自尊心と他者を思いやる心を育み、すくすくと成長することができる社会環境と教育環境を生み出していくことが求められています。

私たち県民は、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、高知県の特性を十分に生かしながら、子どもの年齢と成熟度に応じて、その成長をしっかりと見守り、支えることを目指さなければなりません。このような考えのもと、私たち県民は、子どもの権利が尊重されながら、高い規範意識と自尊心を持って心豊かに成長することができるよう、家庭、学校、地域と行政とが、一体となって環境づくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。



目的 第1条

この条例は、次のことを目的としています。

子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定めます。

県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにします。

施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、すべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に貢献します。



定義 第2条

この条例において、「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

基本理念 第3条

子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり（以下「子どもの環境づくり」といいます。）を県民で作出すため、次に掲げる事項を基本理念とし、社会全体で推進する必要があります。

- 子どもは、次代の社会をになう大切な存在であるという認識のもと、子どもが年齢及び成熟度に応じて成長することができること。
- 子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心及び他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。
- 保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること。

県の責務 第4条

県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、子どもの環境づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有します。

- 県は、前項の施策を推進するに当たっては、次条から第7条までに規定する責務に配慮しなければなりません。
- 県は、第8条の規定により連携し、及び協働して行われる取組を支援しなければなりません。

保護者の責務 第5条

保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて重要な役割を有すること、そして基本理念にのっとり子どもを大切に育てる責務を有することを認識する必要があります。また、子どもが高い規範意識を身に付けること、そして自力を発揮して成長することができるよう、深い愛情を持って育てなければなりません。

学校関係者等の責務 第6条

学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保する必要があります。また、子どもが安心して、学びながら成長することができる教育環境づくりに努めなければなりません。

県民の責務 第7条

県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚し、自らの規範意識を高める必要があります。また、子どもが健やかに成長することができる社会環境づくりに努めなければなりません。

連携及び協働 第8条

保護者、学校関係者等及び県民は、前3条に規定する責務を果たすに当たり、相互に連携し、協働するように努める必要があります。

市町村との連携 第9条

県は、第4条第1項の施策を推進するため、市町村と連携を図るとともに、市町村が実施する子どもの環境づくりに関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努めなければなりません。

計画の策定等 第10条

県は、この条例の目的及び基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定するものとします。

- 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。
 - 総合的かつ長期的に講ずべき指針
 - 前号に掲げるもののほか、子どもの環境づくりに関する取組を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 県は、毎年度、推進計画に基づき行う施策の実施状況について、年次報告として取りまとめ、これを公表するとともに、施策への反映に努めるものとします。

推進委員会の設置等 第11条

子どもの環境づくりに関する施策を推進するため、高知県子どもの環境づくり推進委員会を設置します。

※このリーフレットでは、文章を読みやすくするため、高知県子ども条例の条文を一部抜粋・編集しています。
※条例の全文は、下記の少子対策課ホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060501/>